

「諸商売取締に関する文書を読む」解説

1 田口新吉氏収集文書について

田口新吉氏の収集文書群で、総点数は 1,387 点である。忍藩松平下総守家家臣旧猪狩家文書、足立郡清右衛門新田村旧白石家文書、足立郡別所村綿屋旧貫井家文書をはじめ、足立郡三室村文書、足立郡上加茂宮村旧川鍋家文書、足立郡久保村旧須田家文書などがある。なお、維新史料編纂会による大宮氷川神社行幸関係文書の写本も含まれている。

2 語句説明

請書（うけしょ）…上役や監督の立場にある役所などに提出するもの。村方で賦課された年貢などの上納を了承した旨を誓った文書。五人組が前書の条目を守る旨を誓い、連判のうえ代官所に提出した文書。

髪結（かみゆい）…万治元年（1658）に髪結床は江戸の各町に 1 軒の割で営業が許可され、その営業権はかなりの金額で売買された。町奉行所、町会所付近に出火があると、「欠付」の鑑札を携えて、彼らの支配に従って手伝ったり、橋詰では通行人の監視や橋上の掃除、牢内の人たちのひげを剃るなどの仕事が課せられた。女髪結は贅沢なものとして寛政 7 年（1795）に禁止令が出された。

小間物（こまもの）…紅や白粉、髪飾りなど婦人の化粧用品、楊枝、歯ブラシなど日用のこまごました品物。

刀研（かたなとぎ）…刀を磨くこと。また、それを職業にしている人。刀砥、刀磨。

拵（こしらえ）…刀の装飾品を作る職人。また、その店。

差置（さしおく）…そのままにしておく。放っておく。無視して事を行う。

関東取締出役（かんとうとりしまりしゅつやく）…八州廻りとも呼ばれ、文化 2 年（1805）に関東地域における無宿・悪党を取り締まるため、幕府代官の手附・手代の中から任命された。幕領・大名領・旗本領など支配の区別なく踏み込んで無宿・悪党を捕縛することが許され、その下部組織として、文政 10 年（1827）には改革組合村が編成されている。

3 古文書の内容要約

史料「差上申御請書之事」（田口新吉氏収集文書 No. 490）

・村方では近年、湯屋・髪結床・酒食・小間物商、刀砥ぎ、拵などの職種が次々と増えている。百姓たちには便利となり、自然と質素の古風を失い、次第に贅沢志向が過度になり風俗に関わることである。そのため、村々では、これらの渡世を一切してはならない。これまでおこなってきた分は、その節より 30 日限りで残らず撤去する。もし、そのまま渡世していれば、厳重に処置する旨、御奉行所から御沙汰を仰せ渡され、承知いたしました。よって、御請証文を提出します。

・天保 14 年（1843）、誰御代官所知行何国何村から関東取締出役の中山誠一郎殿以下 9 名へ